

# ASAHI NEWS

平成30年12月10日  
第105号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■■■ 12月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

1. 給与所得の年末調整:本年最後の給与支給時まで
2. 固定資産税の納付期限(第3期):12月中の市町村の条例で定める日

### 経営・経済

- 12月07日 : 家計調査発表(総務省)
- 12月10日 : 景気ウォッチャー調査(内閣府)
- 12月11日 : 法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)
- 12月17日 : 日銀短観発表「企業物価見通し」(日銀)
- 12月19日 : 日銀金融政策決定会合(日銀、20日まで)
- 12月19日 : 貿易統計発表(財務省)
- 12月21日 : 全国消費者物価指数(総務省)
- 12月28日 : 大納会(東証)
- 12月28日 : 有効求人倍率(厚労省)
- 12月28日 : 鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



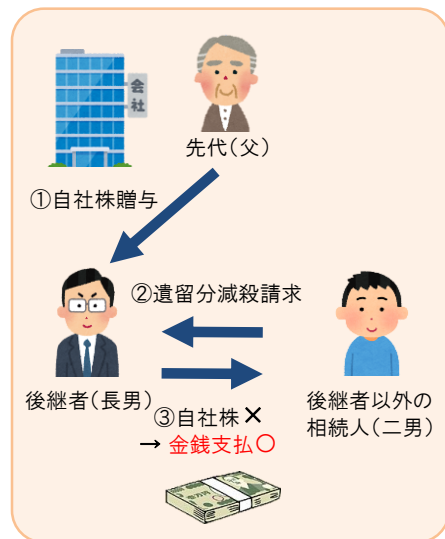
## 相続関係民法が40年ぶりの改正！ その4

相続に関する改正民法が今年の7月6日に成立、同13日に公布されました。配偶者の保護や遺留分制度の見直し等、影響の大きい重要項目が盛り込まれています。シリーズで主要ポイント①～⑤を解説します。今回は④の解説です。

### 民法改正の主要ポイント

今回の民法改正の大きなポイントとしては、次の5つが挙げられます。

- ① 配偶者居住権の新設など配偶者の権利保護
- ② 故人の預金の仮払制度の新設
- ③ 自筆証書遺言の要件緩和と保管制度の新設
- ④ 遺留分の**金銭債権化と算定方法の見直し**
- ⑤ 相続人以外の者の貢献を特別の寄与として考慮する制度の新設



### ④ 遺留分の金銭債権化と算定方法の見直し

#### イ. 遺留分の金銭債権化

現行法では、遺留分権利者が遺留分の減殺請求をすると、財産そのもの(現物)での返還を原則とします。例えば不動産贈与の一部が遺留分を侵害している場合には、遺留分権利者と遺留分減殺請求を受けた者が不動産を共有することとなり、自社株の贈与については自社株が複数の相続人に分散していくことになります。改正法では、この取り扱いを抜本的に見直し、**遺留分侵害額に相当する金銭の支払いで請求できること**になりました。

この改正により自社株にかかる事業承継や不動産をめぐる複雑な共有関係が生じなくなるため、遺留分に基づく権利が主張しやすくなることが期待されています。

#### ロ. 遺留分の算定方法の見直し

相続人に対する生前贈与のうち特別受益にあたるものは、特段の事情がない限りすべての期間の贈与が算入されていたため、何十年も前の贈与も遺留分額の算定の対象となっていました。改正法では、**相続開始前10年間の贈与に限って算入すること**になりました。

また、不相当な対価による有償行為の減殺は、遺留分権利者による対価の償還は不要となり、遺留分侵害額の計算方法も明文化されます。

#### 事業承継への影響

先代(父)が後継者(長男)へ事業を円滑に承継させるため、計画的に自社株の贈与を行っていた場合、現行法では後継者でない相続人(二男)から遺留分の減殺請求を行使される可能性があります。また、原則として現物で返還されるため、自社株や不動産の持分が分散するケースがありました。さらに、その請求額は相続時の時価となるため、後継者の経営努力による企業価値の増加分を他の相続人へ引き渡し、分散させてしまう結果になります。今回の民法改正により、**10年を超える自社株の贈与は遺留分の算定対象外となり、事業承継の観点からは一歩前進した**と言えるでしょう。

### 適用時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 消費税率10%への引き上げに伴う経過措置について

2019年10月1日からの消費税率引き上げについて、5%から8%への引き上げの際にもありました経過措置を、いくつかご紹介いたします。

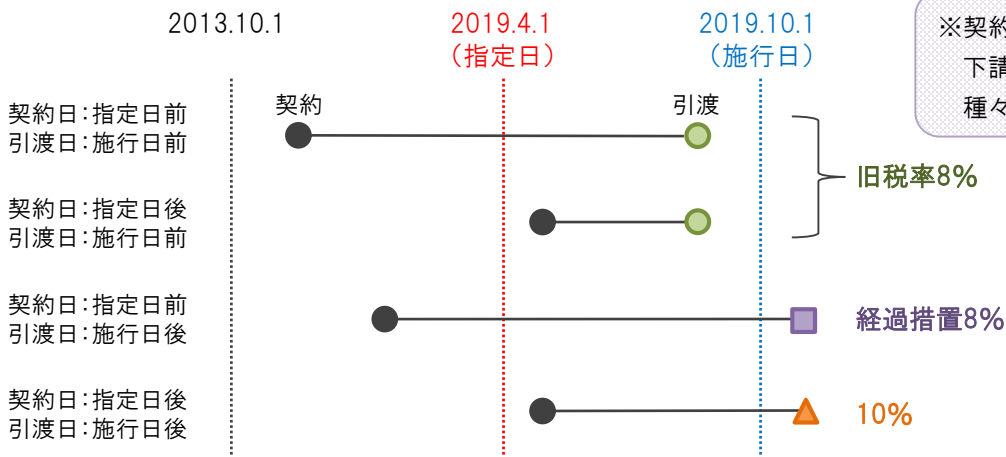


### 経過措置：施行日と指定日の違い

消費税率が10%に引き上げられる2019年10月1日を施行日と言います。

基本的には、資産の譲渡やサービスの提供が施行日の前か後かで税率の新旧が分かります。ですが、施行日以後であっても経過措置が適用される場合には、旧税率が適用されます。経過措置を考える上では、契約日が指定日(2019年4月1日)の前か後かが重要です。

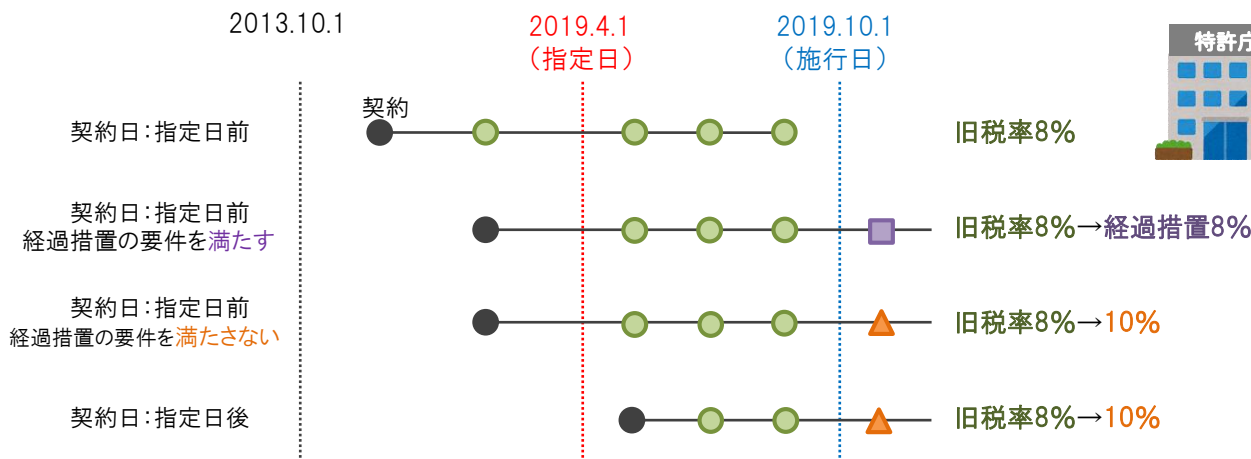
### 請負工事等の例



### 資産の貸付の例

資産の貸付で経過措置が適用されるのは、次のどちらかを満たす場合です。

- ①貸付期間と期間中の対価の額、対価の額の変更ができないことが契約で定められていること
- ②貸付期間と期間中の対価の額、契約期間中解約ができないこと、支払対価の合計額が貸付資産得価額等の90%以上であることが契約で定められていること



軽減税率のケース判断や経過措置について、問い合わせや判断に迷うことが多い事例は、国税庁のQ&Aに掲載されています。業種や取引によって重要度や検討対象に違いがありますので、具体的に注意しなければならない事例や今後の対応について、弊社担当者と一緒にご検討いただけましたら幸いです。